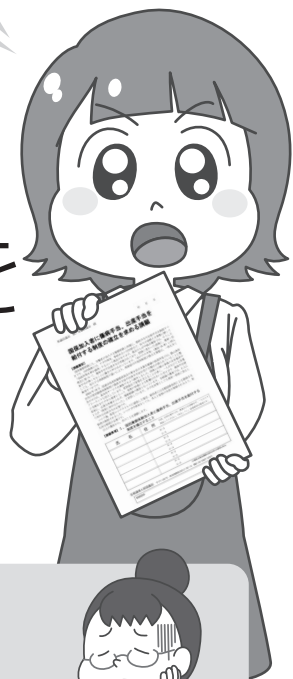


国保加入者に 傷病手当、出産手当を

署名にご協力
ください。

給付する制度の確立



国保加入者には 傷病・出産への 手当がない!



公的保険には、ケガや病気、事故あるいは出産などで収入が途絶える事態になった時、これまでの生活が保障されるように国民を守るという理念があります。

協会けんぽや組合保険では傷病手当・出産手当が実施されています。ところが、国保では実施している市区町村はありません。

国民健康保険の保険給付には、法定給付と任意給付があります。

傷病・出産手当は任意給付で、実施が義務付けられていません。任意給付にしている理由について厚生労働省は、傷病・出産手当は給与に対する所得補償という考え方に基いていること、自営業者の所得を正確に把握することが難しいことを挙げています。だからといって、自営業者の所得補償をしなくていいはずがありません。最低生活費は保障されるべきです。

傷病や出産前後に 必要な休養が取れず



健康破壊の要因に

「事故に遭い、入院の為1カ月以上収入が途絶え、支払いもできなくなり生活が困窮した」

「仕事が休めず、産後数日で復帰したが、大量出血で緊急入院に」など、補償がないことによる健康破壊や生活が困窮する事例が後を絶ちません。

いつ、ケガや病気をしても、本人と家族の生活が保障される制度が必要です。

産前・産後に安心して休みが取れることは、母体の安全のためにも、赤ちゃんを守るためにも必要なことです。

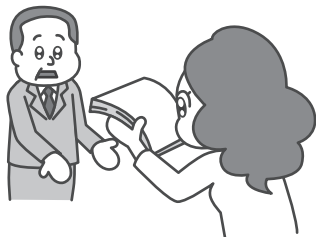
出産手当と出産育児一時金って何が違うの?

「出産育児一時金」は負担軽減。出産の際にかかる経済的負担を軽減することが目的で、国保加入者も受給できます。

「出産手当」は、所得補償。産前・産後に働けなくなったときに、これまでの生活が維持できるように補償されるもので、国保加入者には給付されません。

政治を動かす署名の力

民商婦人部・全婦協では、加入する保険制度の違いにより保険給付が異なることは、「おかしい」と声を上げ、制度の改善を求めて、国や自治体に要請を続けてきました。



国連の勧告を活かして

2024年10月、国連女性差別撤廃委員会の第9次日本報告審議の総括所見では、「国保の傷病・出産手当など基本的サービスの確保」が日本政府に勧告されました。

この勧告は、業者婦人の、いのち・人権を守るための大きな後押しになります。

